

学研労協 NEWS ニュース

高エネルギー加速器研究機構 未払い給与支払い請求裁判 第4回口頭弁論開かれる！ 環境研裁判も同日開催

独立行政法人処遇裁判が水戸地方裁判所土浦支部においてダブルヘッダーで行われました。以下は職員と家族を守るための闘争委員会発行の闘争委員会ニュース 第17号の記事内容からの記載です。

2013年8月19日に、高エネ研未払い給与支払い請求裁判の第4回口頭弁論が開かれました。この日は、環境研で戦われている裁判（給与切り下げの不利益変更を、過去に遡って実施した、不利益遡及に対する裁判）と続けて口頭弁論が行われ、お盆休み明けにも関わらず、32人の傍聴人がしました。全大教、学研労協から多くの方が、傍聴支援に駆けつけました。

先に行われた、環境研の口頭弁論では、証人尋問を要求する原告と、必要ないとする被告の間で、緊迫したやり取りが交わされました。結局、最初に原告が請求した証人とは別の人物を被告側証人とすることで、証人尋問が行われることとなりました。

環境研に引き続き、高エネ研の口頭弁論が行われました。通常、口頭弁論では、あらかじめ準備書面を提出し、法廷では「陳述します」の一言でおわってしまうのですが、今回は原告の代理人である鮎川弁護士が、約15分間にわたって準備書面の要旨を陳述し、機構の主張の不合理性や不誠実さを訴えました。また、今回は新たな退職手当の不当な引き下げに関しても、請求に加えられました。

次回の環境研の口頭弁論では、いよいよ国立環境研労組執行委員長の中嶋信美氏の証人尋問が行われます。

口頭弁論終了後は、恒例の報告会を亀城プラザにおいて、環境研と共同で開催しました。船越原告団長の挨拶に続いて、全大教から全国の状況（現在、10の大学・高専で訴訟または準備中）の報告、中嶋・環境研組合委員長の報告がありました。続いて、鮎川弁護士から、「機構の主張は整合性に欠けており、詭弁を正当化するために時系列を無視して論証している」ことを、分かりやすく説明してくださいました。質疑応答の後、訴訟を予定している電通大、特例法の違憲裁判を闘っている国公労連から挨拶を頂きました。

以上

※次回の高エネ研未払い給与支払い請求裁判の予定は、平成25年10月7日（月）午後4時30分から水戸地方裁判所土浦支部第一法廷にて開かれます。また、11月11日（月）午後1時30分からは、国立環境研労組執行委員長の中嶋信美氏の証人尋問がありますので、みなさんの応援よろしく願います。